

宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書の改定について（令和８年９月２５日付け農村第２１９号）読替規程新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

<改正後>	<現 行>
読 替 規 程 １．名 称：「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 別記（Ⅰ）用地調査等業務共通仕様書」を『宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書』に読み替える。 ２．制 定：「農林水産省農村振興局」を『宮城県農政部』に読み替える。 ３．制 定 通 知 文 書：「平成１４年３月２２日１３農振第３１５５号」を『<u>令和８年９月２５日農村第２１９号</u>』に読み替える。 ４．共通仕様書本文：「監督職員」を「調査職員」と読み替える。 「直轄事業」を「県営事業」と読み替える。 「特別仕様書」を「特記仕様書」と読み替える。 その他は以下のとおり読み替える。 宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書 第１章 〔略〕 第２章 用地調査等業務の基本的処理 （打合せ等） 第４０条 １～３ 〔略〕 ４ 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※^１「<u>ウィークリースタンス</u>」※^２に努める。 ※^１ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することという。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 <u>※^２ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u> 第４１条 ～ 第４４条 〔略〕	読 替 規 程 １．名 称：「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 別記（Ⅰ）用地調査等業務共通仕様書」を『宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書』に読み替える。 ２．制 定：「農林水産省農村振興局」を『宮城県農政部』に読み替える。 ３．制 定 通 知 文 書：「平成１４年３月２２日１３農振第３１５５号」を『<u>令和７年９月２６日農村第２１２号</u>』に読み替える。 ４．共通仕様書本文：「監督職員」を「調査職員」と読み替える。 「直轄事業」を「県営事業」と読み替える。 「特別仕様書」を「特記仕様書」と読み替える。 その他は以下のとおり読み替える。 宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書 第１章 〔略〕 第２章 用地調査等業務の基本的処理 （打合せ等） 第４０条 １～３ 〔略〕 ４ 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することという。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 第４１条 ～ 第４４条 〔略〕

<改正後>	<現 行>
第３章～第５章　〔略〕 第６章　建物等の調査 第７８条　～　第８１条　〔略〕 （木造特殊建物） 第８２条　〔略〕 ２　前項の実施に当たっては、<u>運用方針第１５別表第１１</u>に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。 第８３条　～　第９０条　〔略〕 第７章～第２３章　〔略〕	第３章～第５章　〔略〕 第６章　建物等の調査 第７８条　～　第８１条　〔略〕 （木造特殊建物） 第８２条　〔略〕 ２　前項の実施に当たっては、<u>取扱要領第７条の各項目別補正率表</u>に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。 第８３条　～　第９０条　〔略〕 第７章～第２３章　〔略〕